



政府からのお知らせ No.28

熊本地震で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
お近くに目の不自由な方がいらっしゃいましたら、このお知らせの内容をお伝えいただけますようお願いいたします。

お金

雇用保険失業給付の特例措置に関するご案内

災害により休業した方、 一時的に離職を余儀なくされた方、 雇用保険の失業手当を受給できます

熊本県内の会社で勤務していた方であれば、災害により会社が休業し賃金が支払われない場合や、事業再開後に会社に戻ることを約束して一時的に離職した場合でも失業給付を受給できます。

(雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。)

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

ハローワークに来所できない場合、 「失業の認定日の変更」ができます

交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで失業給付の手続きをすることができます。

(受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができます。お近くのハローワークにご相談ください。)

- 雇用保険失業給付を受給している方が、地震等の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます(事前の申し出は不要です)。
- 失業の認定日にハローワークに来所できなかった方は、来所日の前日までの失業の認定を一括で行います。
- やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。



熊本労働局

<http://kumamoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



大分労働局

<http://oita-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



①首相官邸ホームページ
「熊本地震被災者の皆さまへ 政府応援情報」
http://www.kantei.go.jp/jp/headline/saigai/kumamoto_hisai.html



②ツイッター
「熊本地震被災者の皆さまへ
政府応援情報」
[@kantei_hisai](https://twitter.com/kantei_hisai)